

ラティス・テクノロジー株式会社ソフトウェア使用許諾契約書

利用者（以下、「甲」といいます）とラティス・テクノロジー株式会社（以下、「乙」といいます）は、本契約書とともに提供するソフトウェア・プログラム及び関連ドキュメント等（以下、「本製品」といいます）の使用許諾に関し、次のとおり契約（以下「本契約」といいます）を締結します。

第1条（甲に許諾される使用权）

1. 甲は、本契約に基づき非独占的使用権が許諾された本製品を、本契約の有効期間中、使用することができます。
2. ノードロックライセンスについては、事前に甲が乙に対して登録申請した単独のコンピューターに本製品をインストールし、本製品を使用することができます。
3. フローティングライセンスについては、甲のネットワーク内の複数のコンピューターに本製品をインストールし、甲の業務の範囲内で本製品を使用することができます。
但し、本製品の同時使用数が、乙が甲に許諾したライセンス数を超えてはいけません。
4. ライセンスマネージャーについては、コンピューターに本製品をインストールし、本製品を使用することができます。
5. 甲は、本製品に対して逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、改変を行うことはできません。
6. 甲は、本製品をバックアップ目的で1部複製することができますが、それ以外の場合、複製できません。
7. 甲は、本製品についての保守サービスが有効に継続していることあるいは12か月契約のタームライセンスサービスを利用していることを条件として、甲の事業所内のコンピューターに限り、年2回までMedia Access Control(MAC)アドレスの変更をすることができます。

第2条（保守サービス）

1. 甲は、乙又は乙から本製品の販売の許諾を受け、本製品を甲に提供した者（以下、「丙」といいます）との間で、別途保守サービス契約を締結することにより、本製品の使用に関し、乙又は丙より保守サービスを受けることができます。
2. 前項に関わらず本製品が無償の場合は、乙又は丙は、甲へ保守サービスを提供する義務を負わないものとします。

第3条（タームライセンスサービス）

1. タームライセンスサービスでは、注文書に記載されたタームライセンス期間に限り甲が本製品を使用することができます。
2. タームライセンスサービスでは、甲は以下のサービスを受けることができます。
 - (1)XVL 製品の瑕疵修正版、バージョンアップ版及び XVL 製品の改定版の利用
 - (2)第 2 条に定める保守サービス契約を締結することなく、電子メール等によるサポートを受けること。なお、乙より購入した場合は乙の指定する Web サポートシステム経由で甲はサポートを受けるものとし、丙より購入した場合は丙の指定する方法でサポートを受けるものとします。

第 4 条 (API 機能を有する製品に関する条項)

1. 本製品が API 機能を有している以下の製品に該当する場合には、甲は第 1 条に加え本条についても遵守する義務を負うものとします。

API 機能を有している製品

XVL Player、XVL Player Pro、XVL Player SDK、XVL Player Pro SDK、
Lattice3D SVG Viewer、Lattice3D Reporter、Lattice3D Reporter Publisher、
Lattice3D Reporter SDK、XVL Server SDK、XVL Web3D Player SDK、
XVL Studio SDK

(以下、上記 11 製品を合わせて「API 製品」といいます)

2. 甲は API 製品の仕様の一部又は全部を利用し、アプリケーションプログラム及び関連ドキュメント (以下、合わせて「応用プロダクト」といいます) を作成することができます。
3. 全ての応用プロダクトは API 製品の二次的著作物であり、乙は、二次的著作物の著作者が有するのと同様の権利を有することになります。甲が、応用プロダクトを第三者に頒布等を行うには、有償無償を問わず別途乙と頒布契約を締結する必要があります。但し、甲社内において応用プロダクトを無償にて頒布する際はこの限りではありません。
4. 前各項の定めにもかかわらず、甲が無断で「応用プロダクト」を頒布した場合は、乙は甲に対し損害賠償を請求します。
5. 甲が提供された API 製品で応用プロダクトを作成するにあたり、第三者に委託する際は下記の条件を満たした上で、事前に乙の許諾を得なければなりません。
 - (1)利用にあたり、第三者に対して本契約内容を遵守させなければならず、また第三者による当該義務違反につき、当該第三者と連帯して責任を負わなければならないこと
 - (2)第三者に利用させる API 製品と合わせて提供する製品 (以下「対応製品」といいます) を乙に届け出ること
 - (3)第三者に提供する API 製品ならびに対応製品は、応用プロダクト制作の目的での

み使用させるものとし、応用プロダクトの制作終了後、第三者をして API 製品、対象製品、応用プロダクト等を削除させること

6. 甲が甲の保有する API 製品を用いて、受託業務として第三者のために応用プロダクトを作成するには次の要件を満たしている必要があります。
 - (1) 甲に作成委託した第三者が、甲に作成委託する応用プロダクトを作成できる API 製品を所有していること

第 5 条（サーバー製品に関する条項）

1. 本製品が以下のサーバー製品に該当する場合は、甲は第 1 条に加え本条についても遵守する義務を負うものとします。

サーバー製品

XVL Content Manager、XVL Web3D Manager、XVL Web3D Connector、
XVL Converter Connector
2. 甲に許諾されるサーバー製品のライセンスは以下の 4 種類とし、乙の発行する見積書もしくは注文請書に記載されたライセンスを甲は使用できるものとします。
 - (1) 本番環境用ライセンス（通常ライセンス）
 - (2) 待機環境用ライセンス
 - (3) 検証環境用ライセンス
 - (4) 待機兼検証環境用ライセンス
3. 待機環境用ライセンスは、甲の待機環境サーバーで使用できるものとし、甲の本番環境サーバーに障害が発生した場合、待機環境サーバーに切り替えた際に使用できるものとします。なお、同障害発生後、甲の判断により待機環境サーバーと本番環境サーバーを入れ替えて使用することを乙は妨げません。
4. 検証環境用ライセンスは、甲の検証環境サーバーのみで使用できるものとし、本番環境サーバーでの使用はできません。
5. 待機兼検証環境用ライセンスは検証環境内で使用する際は前項に従うものとし、本番環境サーバーへ移行後に待機環境サーバーで使用する際は、3 項の定めに従うものとします。

第 6 条（XVL Signer に関する条項）

1. 本製品が XVL Signer（以下、Signer といいます）の場合には、甲は第 1 条に加え本条の規定についても遵守する義務を負うものとします。
2. 甲は、Signer の使用により隠蔽化したファイルや、パスワードを解読することは、禁止されています。

第 7 条（本製品に関する権利）

乙は、以下の部分を除き本製品に関する商標権、特許権、実用新案権、意匠権、著作権等の知的財産権その他の権利（以下あわせて「知的財産権等」という）を所有しています。

甲はこれらの権利関係を承認し、その権利を保護するために本製品の取扱いには細心の注意を払い、また本製品に記載されているこれらの権利に関する表示を除去、削除又は変更しないものとします。

Zlib version 1.1.3

Copyright (C) 1995-1998 Jean-loup Gailly and Mark Adler.

All rights reserved.

The Independent JPEG Group's JPEG software release 6b

Copyright (C) 1991-1998, Thomas G. Lane. All rights reserved.

This software is based in part on the work of the Independent JPEG Group.

Xerces-C++ Version 1.3.0

Copyright (c) 2000 The Apache Software Foundation. All rights reserved.

Xerces-C++ Version 2.7.0

Copyright 1999-2005 The Apache Software Foundation. All rights reserved.

This product includes software developed by the Apache Software Foundation (<http://www.apache.org/>).

Parasolid V16.0.115

Portions of this software are owned by Siemens Product Lifecycle Management Software Inc. c 1986 - 2008. All Rights Reserved.

Parasolid V24.1.143

Copyright 2011 Siemens Product Lifecycle Management Software Inc. All rights reserved.

This software and related documentation are proprietary to Siemens Product Lifecycle Management Software Inc.

Parasolid V29.1.199

Parasolid V29.1.254

Copyright 2016 Siemens Product Lifecycle Management Software Inc. All rights reserved.

This Software and Related Documentation are proprietary to Siemens Product Lifecycle Management Software Inc.

Libpng version 1.2.6 - August 15, 2004

Copyright (c) 1998-2004 Glenn Randers-Pehrson

Copyright (c) 1996-1997 Andreas Dilger

Copyright (c) 1995-1996 Guy Eric Schalnat, Group 42, Inc.

3D Studio File Toolkit for Release 3

(C) Copyright 1997 by Autodesk, Inc.

OpenSSL 1.0.2n 7 Dec 2017

Copyright (c) 1998-2015 The OpenSSL Project

Copyright (c) 1995-1998 Eric A. Young, Tim J. Hudson

All rights reserved.

Libtiff version 3.5.7

Copyright (c) 1988-1997 Sam Leffler

Copyright (c) 1991-1997 Silicon Graphics, Inc.

Permission to use, copy, modify, distribute, and sell this software and its documentation for any purpose is hereby granted without fee, provided that (i) the above copyright notices and this permission notice appear in all copies of the software and related documentation, and (ii) the names of Sam Leffler and Silicon Graphics may not be used in any advertising or publicity relating to the software without the specific, prior written permission of Sam Leffler and Silicon Graphics.

THE SOFTWARE IS PROVIDED "AS-IS" AND WITHOUT WARRANTY OF ANY KIND,

EXPRESS, IMPLIED OR OTHERWISE, INCLUDING WITHOUT LIMITATION, ANY

WARRANTY OF MERCHANTABILITY OR FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE.

IN NO EVENT SHALL SAM LEFFLER OR SILICON GRAPHICS BE LIABLE FOR ANY SPECIAL, INCIDENTAL, INDIRECT OR CONSEQUENTIAL DAMAGES OF ANY KIND,

OR ANY DAMAGES WHATSOEVER RESULTING FROM LOSS OF USE, DATA OR PROFITS,

WHETHER OR NOT ADVISED OF THE POSSIBILITY OF DAMAGE, AND ON ANY THEORY OF

LIABILITY, ARISING OUT OF OR IN CONNECTION WITH THE USE OR PERFORMANCE

OF THIS SOFTWARE.

Adobe(R) Acrobat SDK Version 9

Copyright 2008 Adobe Systems Incorporated. All rights reserved.

InfiPoints

Copyright (C) 2012 Elysium Co. Ltd.

All rights reserved.

D-Cubed

Copyright (C) D-Cubed Limited. All rights reserved.

NewAsmMngDLL version 11.0.0.0

Copyright (C) 2001-2011 TOSHIBA Corporation All Rights Reserved.

XVL ULOCK DLL 01-05b

All Rights Reserved.

Copyright (C) 2010,2018,Hitachi Solutions, Ltd.

XVL ULOCK DLL 01-05c

All Rights Reserved.

Copyright (C) 2010,2019,Hitachi Solutions, Ltd.

zxvl_lib_mgr 1.3

Copyright (C) 2010-2012 ZUKEN Incorporated, All Rights Reserved.

LibXVL 2011OCT

Copyright (C) 2010-2011 ZUKEN Incorporated, All Rights Reserved.

JSON Processing Version 1.0.4

Copyright (c) 2013 Oracle Corporation. All Rights Reserved.

JavaMail Version 1.5.0

Copyright (c) 2013 Oracle Corporation. All Rights Reserved.

Logback Version 1.0.13

Copyright (C) 1999-2012, QOS.ch. All rights reserved.

SLF4J Version 1.7.5

Copyright (c) 2004-2008 QOS.ch. All rights reserved.

MyBatis Version 3.2.3

Copyright 2010 The Apache Software Foundation. All Rights Reserved.

POI Version 3.14

Copyright 2003-2016 The Apache Software Foundation

Portions Copyright (c) 1996-2015, PostgreSQL Global Development Group

Portions Copyright (c) 1994, The Regents of the University of California

Apache Tomcat

Copyright 1999-2015 The Apache Software Foundation

Apache HTTP Server

Copyright 2014 The Apache Software Foundation.

Apache Solr

Copyright 2006-2014 The Apache Software Foundation

ComponentOne for WinForms

ComponentOne Copyright (C) 2004 GrapeCity inc.

Xtreme Docking Pane ActiveX Control

Copyright (c) 1998-2018 Codejock Software, All Rights Reserved.

GMS Strip Chart ActiveX Control

Copyright (c) 1999 Global Majic Software, Inc.

Json.NET

Copyright (c) James Newton-King 2008

Permission is hereby granted, free of charge, to any person obtaining a copy of this software and associated documentation files (the "Software"), to deal in the Software without restriction, including without limitation the rights to use, copy, modify, merge, publish, distribute, sublicense, and/or sell copies of the Software, and to permit persons to whom the Software is furnished to do so, subject to the following conditions:

The above copyright notice and this permission notice shall be included in all copies or substantial portions of the Software.

THE SOFTWARE IS PROVIDED "AS IS", WITHOUT WARRANTY OF ANY KIND, EXPRESS OR IMPLIED, INCLUDING BUT NOT LIMITED TO THE WARRANTIES OF MERCHANTABILITY, FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE AND NON-INFRINGEMENT. IN NO EVENT SHALL THE AUTHORS OR COPYRIGHT HOLDERS BE LIABLE FOR ANY CLAIM, DAMAGES OR OTHER LIABILITY, WHETHER IN AN ACTION OF CONTRACT, TORT OR OTHERWISE, ARISING FROM, OUT OF OR IN CONNECTION WITH THE SOFTWARE OR THE USE OR OTHER DEALINGS IN THE SOFTWARE.

Oracle と Java は、Oracle Corporation 及びその子会社、関連会社の米国及びその他の国における登録商標です。文中の社名、商品名等は各社の商標または登録商標である場合があります。

Windows、Active Directory、SQL Server、Excel は米国 Microsoft Corporation の

米国およびその他の国における登録商標です。

第 8 条（製品機能の変更・削除）

乙は、本製品の機能について、甲に特段の告知をすることなく、その仕様・機能の一部を変更し、または削除できるものとします。

第 9 条（秘密保持）

甲は、本製品に関する一切の情報を、乙の事前の承諾なしに、第三者に対して開示することはできません。但し、次の各号に掲げるものについては、この限りではありません。

- (1) 甲が乙から開示を受けた際、既に甲が自ら所有していたもの
- (2) 甲が乙から開示を受けた際、既に公知公用であったもの
- (3) 甲が乙から開示を受けた後、甲の責によらないで公知または公用となったもの
- (4) 甲が正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず入手したもの

第 10 条（限定保証）

1. 乙は、本製品に関して、第三者の権利の不侵害、商品性または特定目的への適合性に関するいかなる明示または黙示の保証もしません。また、本製品の性能またはその使用について得られる結果についても保証しません。

2. 乙は、以下の点について、如何なる保証もいたしません。

- (1) XVL 形式への変換前、変換後を問わず、本製品が扱う対象データが正しく入力されていること、データに欠損がないことなど、対象データの正確性、完全性に関すること
- (2) 本製品を使用して他の形式のデータを XVL データに変換した場合、変換後の XVL データが、変換前のデータを正しく復元していること

第 11 条（責任の制限）

乙は、本製品のインストール又は使用に関連して発生した損害について、一切責任を負わないものとします。

第 12 条（補償）

1. 本製品が知的財産権等を侵害するものとして、第三者から甲に対して権利侵害に係る請求がなされた場合、甲は、速やかに文書でその事実および内容を乙に通知するものとし、乙は、これを防御または解決するものとします。乙は侵害請求の原因となった取引において受領した対価を限度として、確定した損害賠償額および弁護士費用その他の合理的費用を負担します。

2. 本製品の全部または一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、乙は、乙の判断により、(i)権利侵害のない他のプログラムとの交換、(ii)権利侵害している部分の変更、または(iii)継続使用のための権利取得のいずれかの措置を講じるものとします。なお、上記のいずれの選択肢も商業上合理的でないものと乙が判断した場合、乙は、本製品に係る支払済みの対価を甲に返金します。
3. 前項及び前々項に関わらず本製品が無償の場合は、乙は一切の費用負担、対価の返金及び損害賠償義務を負いません。

第 13 条（輸出規制）

甲は、本製品について日本、アメリカ合衆国の輸出に関する法令、及び輸出相手国の法令を遵守するものとします。また、特に、日本、アメリカ合衆国の官庁または政府機関が許可等を要求している相手に、無許可で輸出することはできません。

第 14 条（譲渡禁止）

甲は、本契約に別途の定めがある場合を除き、第三者に対して、本契約書に基づく権利、義務、本製品の使用权及び本製品を、譲渡、賃貸、移転、担保としての提供又は使用权を再許諾することはできません。

第 15 条（アプリケーションプログラムの商用利用の禁止）

甲は、本製品を利用して得られる成果物のうち、アプリケーションプログラムを含むものを第三者に有償で譲渡し、または第三者に有償で提供してはならないものとします。

第 16 条（監査に関する権利）

乙は、甲の本ソフトウェアのインストールおよび使用が本契約を順守して行われているかを確認するため、守秘義務のもと甲のログファイルを検査することができます。本検査を実施するにあたり、乙は甲に対し、検査に必要となる情報の提出を求めることができるものとします。

第 17 条（契約期間）

本契約の有効期間は、甲が本製品をコンピューターにインストールした日もしくはタームライセンス期間の開始日より第 17 条により本契約が終了する日までとします。

第 18 条（契約の終了）

1. タームライセンスサービス契約期間が終了したとき。

2. 乙は、本効期間中に甲に次の各号に掲げる事由が生じたときは、何らの催告なしに直ちに本契約を解除することができます。
 - (1) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (2) 支払の停止又は破産、民事再生、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申立があったとき
3. 甲が本契約に違反し、乙からの書面による通知後 30 日以内にそれが是正されない場合は、乙は本契約を解除することができます。
4. いずれの場合も、甲が支払った使用料等一切の料金の返還は行われません。

第 19 条（契約終了後の処置）

1. 甲は、第 17 条 1 項以外の理由で本契約が終了した場合は速やかに、乙から使用を許諾された本製品及びその複製物を全て破棄し、その破棄を証明する書面を乙に提出するものとします。
2. 甲は、本契約終了後も、第 8 条に定める義務を負うものとします。

第 20 条（包括条項）

本契約書は本製品の使用許諾に関する両当事者間のすべての合意を規定したものであり、本契約書に記載のない事項及び本契約締結前に口頭又は書面によりなされたすべての提案、通知及び合意は、何ら法律上の効力を有しないものとします。

第 21 条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関し紛争が発生した場合、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに合意します。